

令和7年(2025年)9月30日

報道機関 各位

市立学校における感染症予防を目的とした臨時休業措置の
実施について

市が設置する義務教育諸学校等において、学校において予防すべき感染症の感染報告があったことから、感染症の予防上必要と判断し、学校保健安全法の規定に基づき、以下の措置をとりました。

1 新たに臨時休業等の措置を実施する学校

学校名	措置の内容		感染症名	期 間
中央小学校	学級閉鎖	1学級	マイコプラズマ肺炎	10月1日～10月3日

2 臨時休業等の状況（9月30日時点）

(1) マイコプラズマ肺炎

・学級閉鎖	1校	1学級
小学校	1校	1学級

【問い合わせ先】

函館市教育委員会学校教育部保健給食課（21-3545）